

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準1 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 学部の理念・目的は適切に設定されているか					
a ◎学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 【約500字】	①「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(2015年6月作成)(13頁)において、「1 理念・目的」を掲載している。 ②学部の目的は、学則別表9に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定めている。 ③「人材養成その他の教育研究上の目的」は、毎年度法学部執行部で確認し、教授会で審議し承認を得ている(2015年11月19日教授会)。				
(2) 学部の理念・目的が、大学構成員(教職員及び学生)に周知され、社会に公表されているか					
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。 【約150字】	①「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」は、「1 理念・目的」を含め、教授会で承認(2015年6月18日教授会)しており、本学部教職員に周知されている。 ②学則別表9「人材養成その他の教育研究上の目的」は、明治大学ホームページに公開しており、受験生を含む、社会一般に公表している。 ③学生へは新入生に配布される法学部便覧によって周知を図っている。				
b ●人材養成の目的の認知状況を確認していること。 【約200字】	2015年度に実施した「大学における学びに関するアンケート」によると、法学部の「人材養成その他の教育研究上の目的」の認知度は35.3%である。全学平均と比較すると低い比率となっているため、認知度を高めるための諸策が必要であるが、法学部という伝統的な総合大学であればどこでも設置されているため、主に法曹養成することが人材養成の目的としているという理解から、本大学の本学部に特化した人材養成の目的は何かと問われると、認知されにくい。		・明治大学法学部の「人材養成その他の教育研究上の目的」の認知度が低い。		・「人材養成その他の教育研究上の目的」をカテゴライズするため、図式化する等工夫し、WEBサイト、学部ガイド、入試要項、便覧等、各媒体にわかりやすく表記し、認知度を40%まで高める。
(3) 学部の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか					
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	①「教育・研究に関する年度計画書」は、毎年度、法学教育を取り巻く社会情勢を勘案しながら「法学部執行部会」が責任主体となって見直しを行っている。2015年度は6月18日教授会で承認され決定した。 ②学則別表9「人材養成その他の教育研究上の目的」を変更する際には、教授会審議を経て、全学の教務部委員会、学部長会、理事会の審議承認を経て改正することとなっている。2015年度は改正していないが、法学部執行部で変更する必要がないことを確認し、2015年11月19日の教授会で審議し承認の手続きを得た。		・法学部で検討している将来的なカリキュラム改訂に向け、理念・目的を再検証しなければならない。		・理念・目的を検証するワーキンググループを立ち上げる。

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 学部として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか					
a ●<教員像と教員組織の編制方針> 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約400字】	① 求める教員像は、「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(2015年6月作成)14頁、「2教員・教員組織」において掲載している。 ② 教員組織の編制方針は、「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(2015年6月作成)14頁、「2教員・教員組織」において掲載している。 ③ 学部の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を明記した「教育・研究に関する長中期計画書」を教授会(2015年6月18日教授会)で承認することにより、本学部教職員で共有している。				
b ◎<基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示> 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 【約150字】	① 専任教員の任用および昇格に関しては、本学共通の「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」の申し合わせ事項と、学部で定めた「法学部教員任用に関する内規」および「法学部研究業績審査基準」により基準を明確に規定している。 なお、教員に求める能力は、内規や公募要領には記載していない。				
c ◎<組織的な連携体制と責任の所在> 組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。 【約300字】	① 法学部教務主任(筆頭)が法学部教授会の議長として、学部に関する校務を司り、教養教育の実施については教養科目委員会、専門科目については専門科目委員会が担っている。これら2つの委員会の審議を経た上で、最終的には教授会が本学部の教育研究に関わる責任を負う。学部執行部は、学部長、学科長、一般教育主任、教務主任で構成されている。 学部にとって重要な議案を検討するため、人事計画については人事計画委員会を設置し、カリキュラム編成と入学試験については、将来計画検討委員会の下にカリキュラム運営専門部会と入試制度検討専門部会を設置して審議を行っている。 ② 各種委員会は、いずれも専門科目教員、教養科目教員、あるいは関連する各科目担当教員を含めた構成員により委員会を設置し、教育面での連携をとっている。				
(2) 学部の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか					
教員の編制方針に沿った教員組織の整備					
a ◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項) 【約400字】 ※ 現在数とは、2016年5月1日現在の数値です。	法律学科の必要教員数は32名に対し、2016年5月1日現在の専任教員数は90名であり、充足している。 法律学科の必要教授数は16名に対し、2016年5月1日現在の専任教員数は62名であり、充足している。 専任教員一人当たりの学生数について、収容定員ベースでは35.6名であり、学生現員ベースでは41.6名(学生数3,747名)である。		2013年度に学生定員を削減したことにより、スチューデントレシオの向上が期待されたが、当面の目標「40」に対し、2016年度は「41.6」となっており、目標達成には至っていない。		・スチューデントレシオの改善には、教員の増員または学生数の削減が必要になる。短期的な改善は困難であるが、引き続き「40」を目標として引き続き対策を検討していく。

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。		現状の説明	評価		発展計画	
			効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
b	◎『教員組織の編制方針』と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 【600～800字】	担当授業時間の平均は、資格別で教授11.2時間、准教授10.6時間、講師9.4時間、助教6.0時間となっており、研究時間の確保に配慮している。		・兼任教員に依存する教育から離脱するため対策を講じているが、昨年からは改善が見込めたものの、まだ兼任講師への依存が高いため、引き続き対策を行う。		専兼比率のアンバランスを解消するため、現在開講している授業を精査し、効率化を図る。そして、兼任依存の割合を50%以内に抑える。
		法学部開設科目総数に占める専任教員の担当科目の比率（専兼比率）は、39.6%となっている。必修科目の58.6%は専任教員が担当しているが、選択必修科目においては兼任講師による割合が高くなっている。				
		2016年度は任期付き専任教員を3名（特任教授1名、助教2名）を任用し、特任教授においては、実績のある国立大学教員を採用することで「スーパーグローバル大学創生支援」による留学生の拡充や英語による講義科目の推進にあたった。助教においては、20代および30代の教員を採用することが適い、今後教育研究業績を積んで若手教員の育成を行っていく。				
教員組織を検証する仕組みの整備						
c	●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【600～800字】	教員組織の検証プロセスについては、学部の執行部会議において、毎年度6月に「教育・研究に関する年度計画書」により、教員・教育組織に関する長中期計画を策定し、教授会において承認している。この計画書策定にあたっては、自己点検・評価結果を参考としながら、法学部執行部会において、教員・教員組織を検証し、その編制方針の見直しを行い、反映させている。 また、翌年1月に学長から示される「教員任用計画の基本方針」に従い、法学部執行部会にて原案を作成し、「学部教員任用計画」を人事計画委員会において諮った後、教授会で承認を受けている。策定にあたっては、中長期の人事計画や単年度計画の原案を作成するために、学部の将来構想や授業科目と担当教員の的確性を見ながら必要な授業科目の検証を行い、これらと合わせて補充・増員すべき教員の主要科目、資格を検証している。このように適切な検証プロセスを機能させている。なお、2017年度の任用計画においては、「スーパーグローバル大学創生支援」を鑑み、法学部の英語教育の充実が喫緊の課題であったため、主要科目変更を行い、外国人教員の任用を念頭においた計画を承認した（2016年3月10日教授会）。				
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか						
a	●<規定に沿った教員人事の実施> 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 【400字】	教員の任用に際しては、本学共通の「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」の申し合わせ事項と、学部で定めた「法学部教員任用に関する内規」により審査を行う。 教員の昇格に際しても学部内規である「法学部研究業績審査基準」により、基準を明文化している。 なお、2015年度には専任教員3名（特任教員1名・助教2名）の任用と3名（専任准教授から専任教授2名、専任講師→専任准教授1名）の昇格を行った。				

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準3 教員・教員組織

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか					
教員の教育研究活動等の評価の実施					
a ●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】	①教育活動の業績評価について、賞与査定の際に、授業評価アンケート等を参考に学部長による総合的評価を行っている。 ②研究活動の業績評価について、専門科目担当者によって構成される明治大学法律研究所を組織し、その機関誌「法律論叢」(年4回)および「Meiji Law Journal」(欧文紀要：年1回)を発行している。また、掲載された論文は原則として「Meiji Repository」にてインターネットで公開している。 ③専門科目担当の若手研究者や在外研究から戻った教員の研究発表の場として、「法学研究会」や「助手研究報告会」を開催し教育・研究活動の活性化を図っている。	・2015年度から助手研究報告会を法学研究会の一部として位置付け、研究発表成果を機関紙「法律論叢」へ報告要旨として掲載するなど、研究促進につなげている。		・法律論叢やMeiji Law Journalのほか、比較研究所から紀要を発行する。 ・教員評価基準として、研究業績に特化することなく、その他教育業績、社会貢献業績等も客観的に評価する体制を整え、「法学部教員任用に関する内規」および「法学部研究業績審査基準」を改正し、多元的業績評価体制を整えていく。	
教員の資質向上のための研修・諸活動 (FD) の実施状況とその有効性					
b ●教育研究, その他の諸活動 (※) に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 ※社会貢献, 管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動を指します。 ※『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価する。 【600～800字】	① 国際連携本部が国際化推進事業の一環として英語での専門教授法について実施しているカリフォルニア大学アーバイン校(2016年2月29日～3月4日)へ、法学部から1名派遣した。 ② 教養科目担当者会議として例年「教科書会議」を開催し、2015年度は専任教員および兼任講師合わせて約60名の参加があり、外国語科目及び総合教養科目の意見交換及び懇談会を行った。 ③ 専門科目担当者会議として例年「専門科目懇談会」を開催し、2015年度は専任教員および兼任講師合わせて約85名の参加があり、法律専門科目の意見交換および懇談会を行った。		・英語での専門教授法について実施しているカリフォルニア大学アーバイン校での報告がなされていないため、各教員へ情報共有ができていない。 ・法学部独自の初任者研修を検討しているが実現できていない。	・海外研修等の報告会を開催することにより、研修参加者の情報を教員間で共有する。 ・FD委員会は、名称として残っているが、検討する内容が具体化されていないため、再編を策定する。	・FD委員会を立ち上げ、計画していた法学部独自の初任者研修を含めて、研修企画を実施する。

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 1. 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか					
a ◎理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。 【約800字】	① 教育目標として学則別表9に「人材養成その他の教育研究上の目的」を定めている。 ② 課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件を明確にした「学位授与方針」を、目指すべき人材像、具体的到達目標として教授会において定め、毎年度検証している。2015年度は検証の結果、変更は行わないこととした(2015年11月19日教授会)。				
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか					
a ◎学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。 【約600字】	学位授与方針に示した修得すべき成果を達成するため、教育課程の編成理念、教育課程の編成方針を明らかにした「教育課程編成・実施方針」を教授会において定め、毎年度検証している。2015年度は検証の結果、変更は行わないこととした(2015年11月19日教授会)。				
(3) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が, 大学構成員(教職員及び学生等)に周知され, 社会に公表されているか					
a ◎公的な刊行物, WEBサイト等によって, 教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。 【約150字】	① 教職員については, 法学部便覧(2~3頁)で公開している。 ② 学生についても, 法学部便覧(2~3頁)で公開している。新生に対し新年度開始時に実施するガイダンスの際に配付し, これらの方針をベースとした学部の取り組みを説明している。 ③ 社会一般に対しては, WEBサイトを通じてこれらの方針を公表している。				
b ●教育目標, 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の認知状況を確認していること。 【約200字】	「大学における学びに関するアンケート」では, DPやCPの認知度は「知っている」, 「だいたい知っている」をあわせて24.8%であり, 全学平均と比較してやや低い。また, これらを知る機会としては, シラバスや便覧といった回答が約30%を占めており, 入学後に知る学生が多いことがわかる。		入学前から, これらの方針を知っている学生は少ないことから, 社会, とくに受験生への公表のあり方が課題である。 また, 方針の内容も抽象的な表現が多いため, わかりにくい。		入学前からDPやCPの認知度を高めるための公表方法について改善提案を行う。また, 将来のカリキュラム改編にむけて, 2016年度中に, 各種ポリシーの見直しを行う。

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 1. 教育目標, 学位授与方針, 教育課程の編成・実施方針

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(4) 教育目標, 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●教育目標, 学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり, 責任主体・組織, 権限, 手続を明確にしているか。また, その検証プロセスを適切に機能させ, 改善につなげているか。 【約400字】	「学位授与方針」および「教育課程の編成・実施方針」の検証は学部執行部を中心に実施しているが, 「教育課程の編成・実施方針」に関しては, カリキュラム運営専門部会とも連携し, 方針にもとづいたカリキュラム検討を継続的に行っている。 さらに, 理念及び学位授与方針の実質化を図るため, 「法学部人事計画委員会」では教員採用人事における主要科目の検討を通して理念の検証を継続的に行っている。 また「自己点検・評価委員会」を中心とした自己点検・評価の結果を踏まえ「2016年度教育・研究に関する年度計画書」に理念・目的を明確に記載している。	執行部と自己点検・評価委員会が連携し, 自己点検・評価報告書と年度計画書を相互に検証・作成することにより, 問題点があれば迅速に修正・提案できる体制を構築できている。		学部の理念・目的に即し, 将来のカリキュラム改編にむけて新たなカリキュラムの概要の策定に着手する。		

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 教育課程の編成方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか					
必要な授業科目の開設状況					
a ◎CPに基づき、必要な授業科目を開設していること。 【300字程度】	① 法学部は、「人間性・国際性に裏打ちされたリーガルマインドの育成」を実現するために、教育課程編成・実施方針に基づいて「法曹コース」「公共法務コース」「ビジネスローコース」「国際関係法コース」「法と情報コース」の5コース制を採用し、それぞれのコースで授業科目を体系的に編成している（履修体系図は学部ホームページを参照）。 ② 特になし。 ③ 2016年度における総開設授業科目は408科目であり、教養共通科目47科目、外国語科目133科目、専門教育科目224科目である。これらの科目は11の科目群に分類している。				
b ●CPに基づき、必修科目を開設していること。 【200字～400字程度】	「法律リテラシー」を1年次必修科目として設置し、法律を学ぶうえで必要な知識を学ぶとともに、少人数形式を活かし、学生側からも積極的に発言し、授業に参加することで、法律の面白さを感じてもらうことを目的としている。さらに3年次及び4年次に「専門演習」（各4単位）を必修科目として、専門性を深めている。				
c ◎幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 【200字～400字程度】	① 開設授業科目のうち、一般教養的科目は54科目で全体の11.1%を占めている。その多くは、カリキュラム上「総合教養科目群」に配置し、卒業に必要な単位数128単位中12単位以上を選択必修としている。 ② 学生の多様な関心に応えるため、人文科学・社会科学・自然科学の枠組みにとらわれない総合教養科目「自由講座」を開講している。そのうち「自由講座」は2015年度14コマを開講し、西欧美術史、政治哲学、宗教と社会、セクシャリティと精神分析、東南アジア学などをテーマとしている。また、一般教養的科目を専門とする教員の「専門演習」も設置し、2015年度は3年生16コマで114名、4年生14コマで122名が履修している。				
順次性のある授業科目の体系的配置（履修体系図やコース系統図の明示、科目相関図、4年間の履修モデル、適切な科目区分など）					
d ●教育課程の編成実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。（学生の順次的・体系的な履修への配慮）【約400字】	順次的履修については、法律学の専門科目を3段階（1年次配当、2年次配当、3・4年次配当）に区分し、学生が基本・基幹科目から展開・応用科目へ段階的に履修できるように配慮している。体系的履修については、カリキュラム体系図を学部ホームページで明示するとともに、1年次秋学期（10月）に実施するコース制ガイドダンスにおいて、法学部の大きな特徴である5つのコースの教育内容を説明し、2年次からのコース選択につなげている。				

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
教育課程の適切性の検証プロセスの明確化とその有効性						
e ●教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】	①教育課程の検証プロセスについては、法学部長を委員長とする「法学部将来構想検討委員会」のもとに設置される「カリキュラム運営専門部会」において行っている。 ②2015年度は「カリキュラム運営専門部会」を計7回開催し、2017年度からの「100分授業・6時制限」に向けたルール策定やコマ数の適正化等の検討を行い、その結果を教授会で報告した(2016年3月10日教授会)。 ③「大学における学びに関するアンケート」における授業科目の満足度について、「満足である」、「どちらかといえば満足である」をあわせると約78%となっている。法学部では将来的なカリキュラム変更を検討しており、また2017年度に全学的に導入される100分授業・6校時制への対応も必要となることから、こうしたアンケート結果を踏まえて検討することとなる。	「カリキュラム運営専門部会」では、議論の目的を明確にし、前向きな議論ができていく。その成果として、2016年度授業計画において、コース科目のコマ数削減(前年度比約5%)につなげた。 また、例年学生や父母から問合せのある履修制限(抽選)については、毎年改善を重ね、大きな混乱はなくなっている。		将来のカリキュラム変更に向けて、2016年度中に新カリキュラム案の骨子を作成する。		
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか						
特色ある教育プログラムの内容とその効果(当該学部等固有のプログラムやGP探択事業など)						
a ●学部の特色、長所となるプログラムが編成されているか。 【200字～400字程度】	大学院法学研究科と連携し、法学研究科が定める資格を有する学部生が、法学研究科博士前期課程設置科目を16単位まで履修することを認め、修得した単位は、大学院進学後に大学院の修得単位として認定している。2015年度は3名の学生が履修した。 また2016年度からは、法科大学院授業科目の履修も認めることとした(2015年11月19日教授会)。 さらに、大学院および専門職大学院への進学のため、法学部を3年早期卒業できる制度を設け、2015年度は2名がこの制度で卒業し、2016年度は9名が申請している。 また、学生の将来の進路に資することを目的に、1・2年生向けに「法学部長・法学研究科長・法科大学院長による座談会」を実施しており、2015年度は10月19日～21日に実施した。		法学研究科や法科大学院との連携を進めているものの、本学を含めた大学院への進学者や早期卒業希望者が減少している。このことは「法曹コース」登録者の減少とも関連していると考えられる。		大学院科目の履修や早期卒業については、制度の趣旨やメリットを的確に伝えられるよう、ガイダンス等での案内を工夫する。 さらに、司法試験(予備試験含む)対策における法学部主催の各種講座において、法科大学院教員との協力体制は継続できおり、これをさらに発展させ、法科大学院進学者および司法試験合格者増に結びつける。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 2. 教育課程・教育内容

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画	
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
学部間等における国際的な教育交流の内容とその効果 (学部間協定、短期海外交流など) b ●学部の特色、長所となる国際化プログラムが編成されているか。 【200字～400字程度】	① 海外短期法学研修、 英国・ケンブリッジ大学32名（4単位） フィリピン・デ・ラ・サール大学4名（2単位） 米国・ハワイ大学11名（2単位） ② 短期留学生受入れプログラム（一般向け） Law in Japan Program26名（本学学生4名含む）、単位付与なし 2016年度からは、同プログラムに参加した本学学生に対し、法学部設置科目「Japanese Law Study in English」として単位認定することを可能とした。 ③ 短期留学生受入れプログラム（特定大学向け） Law in Japan Program（フィリピン・デ・ラ・サール大学）6名、単位付与なし Law in Japan Program（ブラジル・サンパウロ大学）14名、単位付与なし ④ 学部間協定など 海外大学との学部間協定に関して、中国・南京師範大学法学院との学部間協力協定及び学生交流覚書を2014年7月に、ブラジル・サンパウロ大学法学部との教員交流及び学生交流覚書を2015年3月に、またデ・ラ・サール大学法学部からの受け入れ・派遣プログラムに関する合意文書を2015年4月に締結した。南京師範大学法学院からは、2016年4月より学部間交換留学生を1名受入れている。	国際的な教育交流の場は年々拡大している。とくに「Law in Japan Program」を中心とした外国人学生受入数は、本学全体の中でも高い実績（2015年度短期プログラム大学全体での受入数の約15%）となっている。また、オセアニア地域を中心とした、新たな地域からの受入・派遣先の検討が進んでいる。	国際教育センターが実施する全学部生を対象とした海外短期留学プログラムの数、種類（語学・インターンシップ、ボランティア等）が増えていることから、学部主催の海外短期留学プログラムへの応募者数が減少傾向にあり、最少催行人数、派遣保証人数を確保することが難しくなっている。学部独自のプログラムの研修内容の差別化・開催時期の設定、募集方法の工夫が求められる。	日本法のアウトラインを短期間で学ぶことができる、法学部の受入プログラムの柱である「Law in Japan Program」は、年々、参加希望者が増加傾向にある。一般向けと特定大学向けの実施時期・内容を精査のうえ、2017年度には開催回数を増やすことで、受入れ人数拡大を図る。 受入れプログラムは教員・職員ともに業務負担が大きいため、業務の効率化（業務委託を含む）を図ることが必要となる。	派遣保証人数に厳しい規定のある「ケンブリッジ大学夏期法学研修」について、人数確保の方策を検討する（2017年度より立命館大学法学部との共同プログラムとし、立命館大学より5名の参加者を募集することが大筋合意を得ている）。また、法律・国際ビジネスに興味・関心が高いと思われる社会科学系の他学部生への募集案内を強化することにより、安定的に参加者を確保していく。

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	0列の点検・評価項目について、 必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」 に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
(1) 教育方法及び学習方法は適切か					
教育目標や教育課程の編成・実施方針と授業形態（講義科目、演習科目、実験実習科目、校外学習科目等）との整合性					
a ◎当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 【約200字】	① 講義科目は、法律必修科目、総合教養科目、外国語科目、コース科目等で設置している。法律必修科目はクラス指定とし、また履修者の多い科目では、同一科目を複数コマ開講することで、適正規模による授業運営に努めている。 ② 演習科目は、1年次に「法律リテラシー」を必修科目として、「教養基礎演習」または「プロゼミA・B」を選択必修科目として配置し、いずれも20名程度の少人数で実施している。そのうち、「法律リテラシー」は、隔週授業【8週授業で 単位付与】で実施している。3・4年次には「専門演習A・B」を必修科目として配置し、演習形式によって、問題発見能力、調査能力、論理能力、プレゼンテーション能力、討議能力など総合的な力を育むよう指導している。 ③ 実習科目は、1年次必修科目として「基礎運動実習Ⅰ・Ⅱ」を設置している。 ④ 実験科目は設置していない。				
履修科目登録の上限設定、学習指導・履修指導（個別面談、学習状況の実態調査、学習ポートフォリオの活用等）の工夫					
b ◎1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置が取られていること。（学部） 【約200字】	① 卒業に必要な単位を年次毎に的確に修得していくため授業科目の年次履修上限単位を定めている。2013年度以降のカリキュラムでは、1年間の履修上限単位数を、1年次は46単位、2～4年次は49単位（いずれも再履修科目を含む）としている。 ② 2015年度の各年次の平均履修単位数は、1年次44.4単位、2年次46.6単位、3年次39.0単位、4年次27.9単位である。4年次において、12単位以上の修得という卒業要件があるため、4年次の履修登録数も比較的高い。 ③ 1年次から2年次に進級する際に進級制度を設けており、所定の条件を満たさない場合は進級できない。				
c ●履修指導（ガイダンス等）や学習指導（オフィスアワーなど）の工夫について、また学習状況の実態調査の実施や学習ポートフォリオの活用等による学習実態の把握について工夫しているか。 【約200字～400字】	① 履修指導については、4月上旬に1・2年生それぞれで総合的なガイダンスを実施している。また、3・4年生向けには、卒業要件確認ガイダンスを実施している。 ② 学習指導としては、前年度までの成績をもとに、成績不良者（基準：既修得単位数が2年生は20単位以下、3年生は40単位以下、4年生は80単位以下）に対して、クラス主任や専門演習担当教員による面談指導を行っている。 ③ 個々の教員による各授業における学習状況の把握に関しては、半期ごとの定期試験およびこれに代わるレポート提出を行わせる他、組織的な制度として長期欠席者については学部事務室からの呼び出しを通じて指導を行っている。 ④ 「大学における学びに関するアンケート」では、ガイダンスや履修指導の満足度は「満足である」、「どちらかといえば満足である」をあわせると70.5%となっている。ガイダンス後の質問・相談件数がそれほど多くないことを考えると、概ね内容は的確に伝わっていると捉えている。	成績不良者への面談を継続することにより、当該学生の意識の変化をもたらす、勉学意欲向上につなげることができている。 履修ガイダンスや関連資料の継続的な検証により、学生の満足度を高めることができている。		コース選択や専門演習入室におけるミスマッチ学生は少なからず存在しており、より効果的なガイダンス方法（実施時期、内容など）を継続的に検討する。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
学生の主体的参加を促す授業方法（学習支援、TAの採用、授業方法の工夫等）					
d ●各授業科目において、学生の主体的な学びを促す教育（授業及び授業時間外の学習）方法を採用しているか。 【約400字】	○ 遠隔授業等のメディア授業による単位認定に関して、法学部設置科目の「数理と情報Ⅱ」及び「自由講座（東日本大震災に伴うボランティア実習）」の両科目について、2012年度よりメディア授業を併設している。「数理と情報Ⅱ」については15回の授業すべてをメディア授業で行っている。 ○ 「法律リテラシー」（1単位）を1年次必修科目として設置し、少人数形式を活かし、学生側からの積極的な発言を促している。同科目は、到達目標を明確にするため、2016年度向け統一シラバスを一部改訂し、担当教員間で共有している。また、選択必修科目となっている「教養基礎演習」においては研究方法（特に文献の扱い方と引用に関する「形式」）と剽窃に対する問題意識を高めることを方針の一つにし、授業内容の統一化を図っている。プロゼミは、問題解決型科目の自立学習を促す科目として重視している。 ○ 各授業担当者について年間1回はゲスト講師を招く授業を行うことができるようにしている。		講義科目が必要単位の大部分を占めるため、自立学習が依然として不足する可能性がある。また、問題解決型の実践型授業を導入するための準備が未だ十分にできていない。「現代法入門」の初年次教育における位置づけや運営方法・内容が曖昧になってきている。これを受け、同科目の在り方について再検討をしているが、未だ十分な解決には至っていない。		政治経済学部「ACE」プログラムや経営学部の「GREAT」プログラムのような、学生が主体的に取り組むプログラムのあり方について、2016年度中のカリキュラム運営専門部会で方向性を示す。
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか					
a ◎授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。 【約300字】	① 全学部統一様式のシラバス作成を全教員に依頼し、半期15週の枠組みにおいて各回の講義内容を個別に記載し、Oh-o!Meijiシステム上でも閲覧可能となっている。 ② 2013年度からは、シラバスをOh-o!Meijiシステムのほか、WEBサイトでも公開している。2014年度からは、1年生に対し、シラバスから講義内容以外の重要項目を抜粋した「履修案内」を作成して配布し、2015年度には、それをさらに精査したものを作成・配布した。		シラバス作成側の課題として、同一科目で複数コマ開講する科目では、統一シラバス作成や成績評価の明確化は一部科目で実施しているものの、多くの科目では教員個々の裁量に委ねられている。シラバスを見る側の課題としては、WEBで公開されていることを受け、学生は能動的にシラバスを確認する必要があり、科目名だけで授業選択する傾向にある。そのため、授業開始後にミスマッチが発生する可能性がある。		同一科目で複数コマ開講する科目では、到達目標（その科目を履修することで学べることを）を各科目の会議等で共有し、シラバス作成に反映する。 また、シラバスの意義・重要性について、新学期の履修ガイダンスで周知する。
b ●シラバスと授業方法・内容は整合しているか（整合性、シラバスの到達目標の達成度の調査、学習実態の把握）。 【約400字】	シラバスと授業内容・方法との整合性について、毎学期に実施している授業改善アンケートにおいて、「シラバスに示されていた学習目標、内容と合致していましたか」、「指定された教科書等は授業を理解するうえで適切でしたか」の調査項目を通じて、シラバスの到達目標の達成度を調査している。これらの項目についての学生（法学部）の満足度（最も高い評価をつけた割合）は、2015年度秋学期の調査ではそれぞれ44.6%、36.2%である。				

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
c ●単位制の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、また、シラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的にかつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 【約400字】	① シラバス作成にあたっては、執行部で「作成方針」を決定した後、法学部長から各教員に原稿作成依頼文書を発送し、作成にあたっての注意事項を示している。提出されたシラバスは、作成方針に沿った確認を行い、不備がある場合については、教務主任と事務担当者が確認を行い、授業内容に関する表記が統一される等適正なシラバスとなるように必要に応じて各教員へ修正指示を行っている。 ② シラバスに基づいた授業展開がなされているかについては、カリキュラムの運営に関する事柄でもあることから、法学部内ではカリキュラム運営専門部会において定期的に検証を行っている。 ③ 「大学における学びに関するアンケート」では、「1週間の授業外学習時間」について「ほとんどしていない」が21.1%、「1時間未満」が20%であり、十分な予習・復習を行なっているとは言い難い。予習・復習にあたり、シラバス記載を「参考にした」とする割合は13.2%で、他の項目と比較して極端に低く、事前・事後学習に関する指示が不明瞭であることが窺われる。				
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか					
a ◎授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。(成績基準の明示、(研究科)修士・博士学位請求論文の審査体制) 【約200字】	① 成績評価についてはGPA制度を導入しており、成績評価基準についてはシラバスに明記している。GPAは、定員制となっている「法曹コース」の3年次進級時の選抜や2年次秋学期の「専門演習」入室試験、3年次早期卒業の申請および卒業可否審査、また日本学生支援機構などの各種奨学金の選抜に際して利用している。 2014年度秋学期からは、履修者が100名を超える科目について「SおよびAの割合をあわせて30%程度とする」こととした。 ② 成績分布に関して、2015年度の各学年における平均GPAは1年生2.30、2年生2.17、3年生2.17、4年生2.06、となっており、全体では2.18である。	成績評価割合を明確にし、教授会等で結果を報告することにより、徐々に共有できている。 現代法入門や法律リテラシーにおいては、成績評価やシラバスの統一化が進んでいる。		GPAを利用する機会は拡大することが予想されるため、とくに同一名称で複数コマ開講している科目については、担当教員間による評価基準の統一化を進める。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 3. 教育方法

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画	
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善（授業に関わるFD活動）に結びつけているか					
a ◎教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 【約400字】	<p>○「講座」単位による検討 慣例的に「講座」（「英語講座」「民法講座」など）と呼ばれる科目担当者グループが、非公式ながら実質的な授業改善の取組みを行っている。具体的には、次年度の授業計画作成時に、科目の分担、教科書の選定、授業範囲等の議論を通して、授業改善に踏み込んだ議論を行う他、適宜会議を開催し検討を行っている。</p> <p>○専門科目委員会懇談会 専門系専任教員で構成する「専門科目委員会」において「懇談会」を実施し、カリキュラムや入試制度の在り方などを議論している。2015年度は計4回実施した。</p> <p>○教養科目委員会懇談会 教養・語学系専任教員で構成する「教養科目委員会」において「懇談会」を実施し、カリキュラムや入試制度の在り方などを議論している。2015年度は計5回実施した。</p> <p>○教科書会議 毎年度末に開催される「教科書会議」において授業担当者間の意見交換及び調整を行っており、2015年度は3月4日に開催した。</p> <p>○法律専門科目の専任及び兼任の授業担当者が意見交換する懇談会 授業内容・進め方の確認や次年度以降の授業計画に役立つ意見や教育上の問題を確認すること、などを目的とし、毎年度開催している。2015年度は3月5日に開催した。</p>	<p>専門科目委員会および教養科目委員会における懇談会を実施することにより、早い段階で学部の検討課題等を教授員全員が共有でき、その後の審議をスムーズに行うことができています。</p>		<p>将来のカリキュラム改正に向けては、専門・教養の教員が相互に情報共有することが重要であり、引き続き懇談会等でこれを実施していく。</p> <p>また、授業改善アンケートの結果を踏まえたカリキュラム検討も必要であり、2016年度の「カリキュラム運営専門部会」では、教員が個々に取り組んでいる事例を紹介しながら、FDに特化した議論を実施する。</p>	
b ●授業アンケートを活用して教育課程や教育内容・方法を改善しているか。 【約400字】	<p>○授業改善アンケート 全学部共通フォーマットの学生による授業改善アンケートを各教員が半期ごとに少なくとも講義科目1科目について実施している。 <2015年度アンケート実績> 春学期対象科目数1,021, 実施科目数248 (実施率24.3%) 秋学期が対象科目数986, 実施科目数217 (実施率22.0%)</p>				
c ●教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【約400字】	<p>① 教育内容・方法の改善プロセスとして、個別的な教育内容と教育方法の責任は各教員に委ねられているが、学部としての授業改善責任は学部執行部が負う。教育内容全体の改善については、カリキュラム運営専門部会や前述の「専門科目委員会」、「教養科目委員会」等において改善を図っている。</p> <p>③ 「大学における学びに関するアンケート」では、授業形態・方法の満足度を調査し、「教室での講義」について満足あるいはやや満足といった回答が約87%となっており、大学全体（約79%）と比較して高い。</p>				

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 4. 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述	
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか						
b ●学位授与にあたって重要な科目（基礎的・専門的知識を総合的に活かして学習の最終成果とする科目、卒業論文や演習科目など）の実施状況。 ●学習成果の「見える化」（アンケート、ポートフォリオ等）に留意しているか。 【約400字】	① 学習の成果を学位授与にあたり重視する科目として、3・4年次の「専門演習AⅠ・Ⅱ、BⅠ・Ⅱ」を必修とし、2015年度3年生（専門演習AⅠ・Ⅱ）の単位修得率は99.3%、4年生（専門演習BⅠ・Ⅱ）の単位修得率は98.8%となっている。 ② 法学部教員と学生を構成員とする明治大学法学会では、学生からの公募論文により「法学会誌」を毎年度刊行している。2015年度は7編の応募があり、そのうち3編を掲載した。また、専門演習等における学生の研究成果について、成果集作成のための補助を行っており、2015年度は9編の成果集を作成した。	法曹コースの学生が年々減少し、比例して法科大学院進学者も減少している（左記参照）。一方で、公務員就職者は増加し、民間企業へは金融・保険業を中心に幅広い分野に就職している。こうした状況から、5つのコースは養成すべき人材像に応じて進路に即した授業科目が設置されているといえる。		学生のニーズが多様化する中、現行の5つのコースではこれらのニーズに十分対応できているとはいえ、将来のカリキュラム改編に向けて2016年度中に、学生のニーズを的確に把握するため、学部独自の進路・学習状況の調査を実施する。		
●卒業生の進路実績と教育目標（人材像）の整合性があるか。	2015年度（2016年3月）卒業生の進路実績は就職者688名、進学者62名である。その内、法科大学院進学者は31名（2014年度は41名）、法学研究科進学者16名、公務員136名（2015年度は115名）、法令遵守が強く求められる金融・保険業は146名である。また、コース別にみると、法曹コースにおける法科大学院への進学者数（27名）や公共法務コースにおける公務員就職者数（105名）に現れており、学生のキャリアパス形成において一定の成果をあげている。このような進路の結果は法学部の掲げる教育目標に概ね合致している。					
c ●学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）を実施しているか。 【約400字～600字】	① 「大学における学びに関するアンケート」では、「大学で学びたいことを学んでいるか」との問いに「十分」と「ある程度」をあわせて74.7%、また「自分自身が成長したか」との問いには「成長した」と「少し成長した」をあわせて74.2%となっており、肯定的な自己評価が高くなっている。 ② 就職先の評価、卒業生評価については行っていない。 ③ 学生の志向性を把握するため新入生対象のアンケートを継続的に実施し、2015年度は776名（回答率84.1%）から回答を得た。その中で「在学中に挑戦したい資格・検定等がありますか？」との問いで「予備試験」と回答する割合が近年15～20%あり、法学部主催の「司法試験対策講座」の内容を一部改め、2016年度は「法科大学院入試対策講座」と並行して「予備試験対策講座」を計画している。					
●学生の自己評価を実施しているか。 【各約300字】	授業改善アンケートにおいて授業満足度及び知的関心度を問う項目がある。2015年度春学期の調査結果（法学部）では、「この授業に対する自己採点は何点ですか」の質問に対して、5段階評価（S・A・B・C・F）で「S」及び「A」の回答の合計が61.4%、「この授業で新しい知識や考え方を得ることはできましたか」の質問に対して「かなりできた」「できた」の回答の合計が72.8%と、学生自身の学習に対する評価はおおむね肯定的である。					

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準4 教育内容・方法・成果 4. 成果

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
	<p>「大学における学びに関するアンケート」では、学習成果の自己評価を調査しており、「入学して、自分自身が成長したか」の項目について、成長または少し成長した、の割合が74.2%であるため、学生は成長を自覚していることが読み取れる。なお、問21に関連し、本学部のDPに定める具体的到達目標として定める項目である「教養としての知識」「専攻分野での専門知識」「批判的な精神で思考する力」は「身についた」「わりと身についた」「少し身についた」の肯定的意見の合計の割合が高い。</p>					
(2) 学位授与(卒業・修了判定)は適切に行われているか						
a ◎卒業・修了の要件を明確にし、履修要項等によってあらかじめ学生に明示していること。 ◎(研究科)学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるかを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示すること。 【約200字】	<p>法学部に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ所定の単位を修得し、卒業した者に「学士(法学)」の学位を授与する。卒業に必要な修得単位数は128単位であり、所定の単位の内訳は学部便覧(40頁)に記載している。</p> <p>また、卒業要件について理解を深めるためのガイダンスを、新学期に3・4年生を対象として実施し、卒業要件に沿う科目の履修指導を行っている。2015年度は4月3日に実施した。</p>					
b ●学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。 【約600字】	<p>卒業認定にあたっては、単位修得状況を詳細に確認し、学部教授会の審議のもと、厳正に行っている。また、3年次早期卒業については大学院への進学希望者を対象とした制度で、3年次春学期に申請を行い、法学部3年次早期卒業要件を満たしていることを確認のうえ、教授会で卒業判定を行っている。なお、早期卒業については、各年度のシラバス、法学部便覧や3年生履修説明資料に記載しており、3年次春学期授業開始前にガイダンスを行っている。2015年度については、希望者2名ともに早期卒業した。</p> <p>なお、2013年度カリキュラム対象学生が2016年度4年生になることに合わせ「卒業再試験」を廃止し、ディプロマ・ポリシーに即した厳格な卒業認定を行うこととした。</p>					

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画	
	0列の点検・評価項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか（「AP」の全文記述は不要です）					
「求める学生像」と「当該課程に入学するにあたり、習得しておくべき知識等の内容・水準」の明示					
a ◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。 ◎公的な刊行物、WEBサイト等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。 【約400字】	①「法学部入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）」において、求める学生像として5点を定め、修得しておくべき知識等の内容・水準を明示している。 ②入学者の受入方針については「入学試験要項」及び学部ホームページに掲載した「法学部入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）」において公開し、受験生を含む社会に幅広く公表している。				
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか					
a ●学生の受け入れ方針と入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。（公正かつ適切に入学者選抜を行っているか） 【約800字】	入学者の受入方針に基づき、以下の特長をもたせた入学形態により入学者の選抜を行っている。 一般入試として、①一般選抜入学試験では、国語・外国語・地歴公民の3科目による試験の総合得点順位から判定する。②大学入試センター試験利用入学試験では、大学入試センター試験3・4・5科目による試験を実施し、総合得点順位から判定する。③全学部統一入学試験では、3科目による試験を実施し、総合得点順位から判定する。 特別入試として4形態（海外就学者特別入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生入学試験、スポーツ特別入学試験）、加えて、推薦入試として2形態（推薦入学（指定校制）試験、附属高等学校推薦入学試験）を実施している。				
(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか					
収容定員に対する在籍学生数比率の適切性					
a ◎学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である。 ◎学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である。 ◎学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00である（学士課程）。 【約200字】	①過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均は1.11である。一般選抜入学試験については、募集定員330名のところ入学者446名、大学入試センター試験利用入学試験（4科目方式）については、募集定員40名のところ入学者83名、大学入試センター試験利用入学試験（5科目方式）については、募集定員30名のところ入学者50名、海外就学者特別入学試験については、募集定員10名のところ入学者6名、社会人特別入学試験については、募集定員10名のところ入学者1名、外国人留学生入学試験については、募集定員10名のところ入学者5名となった。 ②2016年度の収容定員は4学年で3,200名、在籍学生数は3,747名であり、収容定員に対する在籍学生数比率は1.17である。 ③2016年度外国人留学生の入学者は5名、法学部新入生全体の0.52%である。 ④編入学試験については、募集人員若干名のところ志願者が1名、合格者0名となった。	入学定員に対する入学者数比率の適切性および収容定員に対する在籍学生数比率の適切性が保たれている。また入学形態別に比較しても、近年、大学入試センター試験利用入試および全学部統一入学試験での入学者確保を推進しており、それらの入学形態による2016年度入学者数は前年度と比較して約70名多く確保することができた。		2017年度からの入試制度変更による受験者・入学者数への影響を踏まえて、各入学形態の定員のあり方を継続的に検討する。また、一般選抜入学試験、特に大学入試センター試験利用入学試験合否判定における適切な情報確保に引き続き努力する。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準5 学生の受け入れ

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検・評価項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応					
b ◎現状と対応状況 【約200字】	過去5年間の収容定員超過率は1.11倍であり、若干の超過ではあるが授業運営に支障をきたすレベルには達していない。ただし、2016年度入試の結果、新入生の入学定員に対する入学者比率は1.20となり、一部の学生について、未習外国語のクラスを第二希望以降に振り分ける措置をとった。				
(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか					
a ●学生の受け入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】	<p>法学部の入学者の受け入れ方針の検証については、毎年入学試験の実績や受験傾向等を踏まえ学部執行部で改訂の必要があるかを検討し、教授会にて審議を行い、決定している。各入試制度についても、毎年度試験要項を教授会で審議し、決定している。</p> <p>入学者選抜に関する検証については、法学部の「入試制度検討専門部会」で行っており、入試方法、科目、配点のほか、推薦入試や特別入試等各入試の在り方を検討している。2015年度は、2017年度入学試験について、①一般選抜入学試験における「外国語」試験時間の変更（配点は変更なし）、②一般選抜入学試験における「国語」の出題範囲の変更、③大学入試センター試験利用入学試験における英語リスニングテストの利用方法の変更、④社会人特別入学試験における出願資格および選考方法の変更、⑤学士入学試験における選考方法の変更、⑥海外地域指定校推薦入学試験の新規導入、といった制度変更を決定した。</p> <p>なお、2015年度実施「大学における学びに関するアンケート」では、入学者の志望度を調査しており、第三志望以下が35%、また志望学科への入学率が約90%であり、不本意入学者は少ないことがわかる。</p> <p>追跡調査については、大学入試センター試験利用入試（特に5科目方式）による入学者のGPAが高く、これにより同入試での入学者確保を目指している。また、付属高等学校の高校別に、GPAランク別の人数・構成比ならびに入学時に受験したTOEIC®点数を学部執行部において共通理解を図り、明治高校との懇談会において資料配布している。さらに、入学時に受験したTOEIC®点数を入学形態別に調査し、更なる英語力の引き上げを図る必要があることを、学部執行部で確認した。</p>	2015年度は入試制度検討専門部会を5回（他にメール審議3回）開催し、入試の問題点等について詳細な検討を行った。それにより、2017年度各種入学試験における制度変更につなげることができた。		「現状の説明」に記載のとおり、2017年度入学試験において、制度変更を行うこととなった。当面は、出願状況および入学後の追跡調査を実施し、入試制度変更の妥当性を判断していく。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準6 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について、必ず記述してください	評価		発展計画	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 学生支援に関する方針を定め、学生への修学支援は適切に行われているか					
a ●修学支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約2000字】	① 修学支援方針は、「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(2015年6月作成)(19頁)において、「学生のニーズに応える教育」と定めている。 ② これは学部内に設置した自己点検・評価委員会、カリキュラム運営専門部会、人事計画委員会等、各種委員会の答申を年度計画に反映した後、教授会にて審議・承認(2015年6月18日教授会)しており、教職員共に共有している。 ③ この方針は明治大学ホームページにも公開しており、学生に対しても公表している。				
b ●方針に沿って、修学支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。 ○留年者、休退学者の状況把握と対応 ○障がいのある学生に対する対応 ○外国人留学生に対する対応 ○学生支援の適切性の確認 【約4000字～8000字程度】	① 2011年度入学者から、1年次から2年次へ進級するための進級制度があるが、「原級者」は2013年度34人、2014年度34人、2015年度は32人、と横ばい状態が続いている。「休学者」は2013年度105人、2014年度123人から2015年度98名と昨年度は減少し、「退学者」は2013年度26人、2014年度34人から2015年度42人へとやや増加している。 こうした状況について、「原級者」に関しては「進級判定」として教授会で審議し、「休学者」「退学者」に関しては毎月「学籍異動」として報告している。 2013年度からは、「法律リテラシー」を1年次春学期に配置し、「教養基礎演習」と「プロゼミA・B」いずれかを選択必修として配置した。これらは高校教育から大学教育への勉学上の橋渡しをすると共に、学生生活を含めた助言をおこなう場として機能しており、初年次における留年および休・退学に対処できる仕組みとなっている。 全学的な学習支援とは別に、一般学生を対象とした学習支援目的の「TA制度」を実施している。大学院法学研究科(博士前期課程・博士後期課程)に在籍し、学部学生の学習支援に理解のある院生が、1人週6時間～12時間の範囲で業務に当たっている。 2014年度から、2年次から4年次の学生の中で、「成績不良者」(2年次:20単位以下、3年次:50単位以下、4年次:87単位以下)をリストアップし、教授会で報告している。そして、学生およびその父母に、文書と成績通知表を送付し、さらに、1年次:進級不可者、2年次:20単位以下、3年次:40単位以下、4年次:80単位以下の学生に対して、教員(1年次進級不可者はクラス主任/1年次法律リテラシー担当教員等、2年次は教養基礎演習/プロゼミ担当教員、3・4年次は専門演習指導教員)による面談指導を実施し、その結果を「大学生生活・学習状況振り返りシート」として集計している。 ② 2011年度から2015年度(2016年3月卒業)まで視覚障がい者(全盲)1名、聴覚障がい者(ろう)1名の計2名が在籍していたことから、学部として次のような支援を行ってきた。 ・兼任を含む教員全員に上記の障がいのある学生が在籍していることを通知し、授業の行い方などに関してさまざまな協力を依頼した。 ・一般学生にも可能な限り障がいのある学生の手助けをしてくれるように呼び掛けた。 ・障がい学生学習支援懇談会(教務事務室主催)が開催され、法学部学生と教員、職員が出席した。障がい学生自身から2014年度を通しての感想、それに基づく要望を聴取した。 ・全学的な支援体制の整備を学部として要望していたが、その結果、2013年度に教務事務室内に「障がい学生学習支援チーム」が編成され、成果が上がっている。	①成績不良者への指導については、前年度も面談対象だった学生には、前年度の大学生生活・学習状況振り返りシートの内容も踏まえ、学習に対する姿勢を再確認するように面談を実施した。また、成績不良者への指導状況は、執行部会、教授会で報告し、情報共有を図っている。		①成績不良者への指導は、継続性の観点から、可能な限り同一教員が担当できる体制とする。また、同指導は2014年度から実施しているが、今後の継続的な実施により、卒業・進級不可者の減少を目指す。	
		② 障がい学生学習支援チームが発足したことにより、学部では、履修・授業・定期試験・特別試験・卒業式等について、支援チームと連携を取りながら円滑にサポートを行うことが可能となった。また、全学的な障がい学生学習支援チームが常設されたことで、ノウハウを集約・蓄積することが出来るようになったことから、学部でも入学後、速やかに支援を開始することが可能になった。		② 2013年度に教務事務室に設立された障がい学生学習支援チームとさらに緊密に連携することで、支援体制を拡充し、全学的な支援ノウハウ蓄積にも貢献していく。	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準6 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
	<p>③ 外国人留学生に対して、2003年度からTA制度による学習支援を実施している。 また、法学部グローバル人材育成のためのワーキンググループにおいて、留学生の関心が高いと思われる分野（国際法、国際私法、知的財産法、経済法、法社会学など）を中心に、現状から20単位増を目標に、英語による授業を増やす必要があることを確認し、その目的・手段について検討した。</p> <p>④ 毎年度、新入生にアンケートを行い、学生が法学部に何を求めて入学したのか、という学生のニーズについて調査している。その結果を年度計画に反映することで、PDCAサイクルに基づく組織的な取り組みに活用している。 また、実際にアンケート結果を反映し、「予備試験対策講座」や「職業適性テスト」「TOEIC®スコアアップセミナー」などを実施している。</p>		③外国人留学生の教育体制として、独自の学習支援体制があるが十分ではない。			③今後、学部間協定校が増加し、留学生の受入数も増加することが予想されることから、学部内で組織的に受入担当教員、ゼミ指導教員を決定し、さらに、SA（スチューデント・アシスタント）制度を導入することで、学部内の国際交流を活性化させ、継続的に支援していく。
(2) 進路支援に関する方針を定め、学生への支援は適切に行われているか。						
a ●進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 【約200字】	<p>① 進路支援方針は、「法学部 2016年度教育・研究に関する年度計画書」(2015年6月作成) (19頁)において、「キャリア・プランニングへの支援とケア」と定めている。</p> <p>② これは学部内に設置した自己点検・評価委員会、カリキュラム運営専門部会、人事計画委員会等、各種委員会の答申を年度計画に反映した後、教授会にて審議・承認(2015年6月18日教授会)しており、教職員共に共有している。</p> <p>③ この方針は明治大学ホームページにも公開しており、学生に対しても公表している。</p>					

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準6 学生支援のうち修学支援及びキャリア支援

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 C列の点検項目について、必ず記述してください	評価		発展計画		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目		
				（当年度・次年度対応） H列にあれば記述	（中長期的対応） H列にあれば記述	
b ◎学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。 【約400字～800字】	① 就職支援 ○「就職懇談会」 2004年度から3・4年次生を対象に、内定を得た本学部4年生によるエントリーシート書き方や面接指導（模擬面接）といった実践的指導といったセミナーを実施し、法学会主催で継続している。法学部主催でも「エントリーシート添削講座」や「面接対策講座」などを実施している。 ○資格教育の強化 ・「登記・供託法」をビジネスローコースの選択必修科目に盛り込んだり、本学出身の司法書士による講演会を実施している。2008年度より「司法書士試験対策入門講座」を春休みに行っている。2013年度から「土地家屋調査士試験対策講座」を実施し、2014年度から学部間共通総合講座として開講している。「司法試験対策講座」を年2回開催している。国家公務員総合職試験、司法書士試験、公認会計士試験などの難関試験合格者に合格した学生を学部長が表彰する制度がある。 ・資格試験受験料・対策講座受講料の助成 実習料により、各種資格・検定試験（語学検定、簿記、行政書士など）受験者と対策講座（公務員入門、知的財産技能検定など）受講者に助成している。2015年度は、240名に助成した。 なお、2016年度からは助成金額を拡大し、各種資格・検定試験については、1回の申請5,000円を上限とし、年度内3回まで申請できるように拡大した。	①「司法試験対策講座」は、法科大学院への進学だけを目的とする内容ではなく、予備試験対策も視野に入れた内容となっている。毎年新規プログラムの開講を検討しており、2015年度は、弁護士によるステートメントを加えた。2014年度卒業生の法科大学院進学者数は38名、2015年度は32名となっており、一定の成果を上げている。		①「司法試験対策講座」の一環として、近年受験者が増加している「予備試験」対策を充実していく。		
	② キャリア形成 ○法学部の科目である「現代法入門」において、法学部教員と法実務に携わっている方々の講演を交えながら、法とは何か、法律学の技法等を理解することを目的とした科目を設置し、将来像を描く一助としている。 ○「法学部インターンシップ・プログラム」 2006年度より学部独自のインターンシップ制度を、夏期休暇期間中に実施している。企業の法務部や司法書士事務所における法律関連業務のインターンシップに、2015年度はのべ19名（実人数16名）の応募があり、5企業・機関で6名が実習に参加した。「法律関連業務」を就業経験できるのが最大の特徴だが、受入機関数が十分ではなく、派遣学生数も5名前後と少ない状況が続いており、学部独自のインターンシップ制度の廃止を検討してきた。 ○最高裁判所見学と裁判傍聴 ・法学会による、最高裁判所の施設見学をとおして、日本の司法の歴史に触れ、学習意欲の昂揚を目指した。 ・裁判傍聴では、法律の実務の様子を見学することで、より法律科目への学習意欲の昂揚をねらった。		②キャリア形成 学部独自のインターンシップ制度は、「法律関連業務」を就業経験できることが最大の特徴だが、受入機関数が十分ではなく、参加者も少ない状況が続いており、学部生へ十分なキャリア形成の機会を提供できていない。			②キャリア形成 法学部インターンシップでの実習経験と実際の就職実績に相関性が見られないこと、また、近年、「全学版インターンシップ」が取り扱う業界・職種幅が広がり、全学版への法学部生の参加者が増えている（2013年度42名、2014年度35名、2015年度90名）ことから、学部独自のインターンシップを2017年度より廃止し、全学的なキャリア支援体制のなかで、キャリア支援を強化していく。
	③ 検証 毎年度、新入生にアンケートを行い、学生が法学部にどんな進路支援を求めて入学したのか、という学生のニーズについて調査した。その結果を年度計画に反映することで、PDCAサイクルにもとづく組織的な取り組みに活用している。 2015年度 「明治大学における学びに関するアンケート」問28及び29において、進みたい方向を決めている割合、さらには行動している割合は、それぞれ65.8%、62.6%であり、両項目とも全学部平均を上回っている。					

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準10 内部質保証

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明	評価	発展計画			
	G列の点検項目について、必ず記述してください	効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか						
a ◎自己点検・評価を定期的実施し、公表していること。 【約400字】	<p>法学部における自己点検・評価は、学部内に設置された「法学部自己点検・評価委員会」によって毎年行われている。本委員会は、全学の自己点検委員（経験者含む）や教務主任を中心に、計7名で構成されている。</p> <p>内部質保証システムの検証・評価に関しては、可能な限り具体的に明確な根拠を示し、客観的に検証することを目標としている。そのため、構成メンバーには他大学出身あるいは他大学での教育経験を有する教員を加えることにより、外部的な視点を加えた客観的な評価が可能となるよう配慮している。また、教務主任が学部執行部との橋渡し役となり、評価結果が学部改善に具体的に反映される体制を構築している。</p> <p>自己点検・評価報告書の作成手順として、例年4月ないし5月に委員会を開催し、点検項目の検討課題について審議し、分担執筆によって原案を作成する。その原案を執行部に示し、執行部による年度計画書作成に反映できるようにしている。その後、再度委員会を開催し、修正案を作成し、全学の手続きを経て明治大学ホームページに公開している。</p> <p>2014年度法学部自己点検・評価報告書は明治大学ホームページで公表している。</p> <p>自己点検・評価にあたり、4月6日の新入生総合ガイダンスで実施した「新入生アンケート」の集計結果を学部執行部で集計し、法学部生が求める教育内容や資格サポートを検討する際の資料としている。調査結果は、学部執行部から実習料運営委員会にフィードバックされ、社会の要請と学生の要望に応えるプログラム実施や、各種資格試験等の受験料助成など、学生の将来につながる取り組みに活用されている。</p>	<p>学部内における自己点検・評価を定期的実施することが定着してきている。自己点検・評価を担当していない教員へは、本資料を教授会審議事項として提示し、学部の現状や問題点について共有しており、これにより、教育の内部質保証等は学部運営に反映されている。</p> <p>新入生総合ガイダンスで実施したアンケート結果から、学生が目指す資格や進路などを集計し、法学部としてできるだけサポートできるように実習料での助成を実習料運営委員会で決定し、実行している。その助成対象は年々増加している。</p>		<p>自己点検・評価の内部質保証を高めるため、法学部内の会議や打ち合わせにおいて、適切な議事録作成・保管・引き継ぎを徹底することにより、議論の質・継続性を向上させる。</p>		
(2) 内部質保証システムに関するシステムを整備し、適切に機能させているか						
a ●内部質保証の方針と手続を明確にしていること。 ●内部質保証をつかさどる諸組織（評価結果を改善）を整備していること。 【800字～1000字程度】	<p>① 法学部の内部質保証の基本方針は、全学の方針に従い「自己点検・評価委員会」を主体として、毎年、報告書を作成するとともに、その結果を学部執行部・各種委員会・教授会にフィードバックすることにより、教育・研究の改善を図ることである。</p> <p>② 学部内の組織等については学部執行部が、教育内容についてはカリキュラム運営専門部会が中心となり、随時問題点の発見・改善に努めることでPDCAサイクルを形成している。</p>	<p>学部運営の中心となる学部執行部のメンバーが各種委員会に加わることで、相互連携を図ることができ、各部会・委員会へのフィードバックは定着してきている。</p>		<p>内部質保証システムはある程度確立しているが、今後は改善事項や評価について、定量的に測れるものを検討し、目に見える形とすることで、PDCAサイクルをさらに確立する。</p>		
●自己点検・評価の結果が改革・改善につながっていること ●文部科学省や認証評価機関からの指摘事項に対応していること	<p>③ 自己点検・評価結果については、執行部が確認し、改善内容について執行部が学部各種委員会（カリキュラム運営専門部会・人事計画委員会、入試制度検討専門部会、実習料運営委員会等）に諮問し、その答申結果を教授会の議を経て、年度計画に反映することによって、学部全体としての内部質保証のシステムを構築している。</p> <p>2014年度報告書の主な評価結果は概ね良好であったが、「教員組織の編制方針については明確に定めていない」「教育内容・方法の改善に向けた取り組みが不十分」という指摘があった。これを受けて執行部は、評価結果を反映するため、「求める教員像」と「教員組織の編制方針」を明確にし、「2016年度教育・研究年度計画書」に明記した。「教育内容・方法の改善に向けた取り組み」については、2016年度も継続となっている検討事項は多いものの、改善に向けた活動が必要である。</p>		<p>「教育内容・方法の改善に向けた取り組み」については、継続となっている検討事項が多く、改善に向けた活動が必要である。</p>		<p>改善策(PLAN)を検討する各種委員会は、すでに設置されているので、執行部からより具体的内容で諮問し、実施(DO)していく、プロセスを着実に進行させる。</p>	

2015年度 法学部 自己点検・評価報告書

基準10 内部質保証

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明 G列の点検項目について、必ず記述してください	評価 効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	発展計画		
				「効果が上がっている点」に対する発展計画 G列における伸張項目	「改善を要する点」に対する発展計画	
					(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述
●学外者の意見を取り入れていること	<p>・法学部インターンシップ報告会における協力企業担当者との意見交換で出された意見をインターンシップ運営専門部会で報告・検討して、次年度に活かしている。</p> <p>・法学部が主催する学生向け講座・プログラムの担当企業との意見交換等を通し、社会が求める人材育成と学生がもつめる学部教育の整合性を実習料運営委員会（執行部含む）で検討し、学生向け講座やプログラムを実施している。その結果を実習料運営委員会で報告し、次年度プログラムに反映させている。</p>	<p>企業が有する専門的知識・情報を反映した意見や、企業が求めている人材や教育などを聞くことで、学部教育として不足している内容や、学生が求めるものに対応できる貴重な機会となっている。また、実際に意見交換等で取り入れた内容を実施した講座における学生アンケートでは、概ね満足との結果を得ている。</p>				